

(別紙2)

プロポーザル審査要領

この要領は、岐阜県関市（以下「本市」という。）が実施する「令和5年度関市ふるさと納税受入業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行うプロポーザル審査について必要な事項を定めるものである。

1. 審査方法

受託候補者の選定に係る審査をすることを目的として、市関係部署から審査員を選出する。審査員は以下の審査手順で総合的に審査し、最適な受託候補者1社を選出する。

(1) 一次審査

プロポーザル提案者（以下「提案者」という。）から提出された書類（企画提案書、実施体制調書、作業工程表、見積書）について、「(3)審査基準」に基づき審査を実施する。

ア 獲得点数が基準値を上回った提案者を二次審査の対象とする。

イ 提案者が3者以下である場合は、全員を二次審査の対象とする。

(2) 二次審査

一次審査を通過した提案者に対し、プレゼンテーションにより「(3) 審査基準」に基づき審査を実施する。

ア 各審査員は採点に応じて提案者ごとに順位を付け、第一順位を最も多く獲得した提案者の見積書の額が、「(別紙1)仕様書「4 見積限度額」」以下であった場合に受託候補者として選定する。

イ なお、第一順位獲得数が同数の提案者が複数あった場合、審査員が採点した点数によって、受託候補者を選定する。点数が同点、かつ見積書の額が同一である場合は、審査員において合議の上、受託候補者を選定する。

ウ 当日のプレゼンテーションの順番は企画提案書を提出した順番と同様とする。

エ 応募者が1社のみであった場合においても、審査員において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

(3) 審査基準

提出された提案書及びプレゼンテーションの内容を、一次審査、二次審査ともに下表「審査項目、審査配点」を使用して採点する。

(4) 審査員

審査員については、市関係部署から選任された職員で構成する。

2. 受託候補者の決定

(1) 本市は、審査員の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。受託候

補者との契約締結に当たっては、企画提案内容とするものでなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行い双方合意の上、委託契約を締結する。

- (2) 審査結果は、受託候補者が決定したのち、速やかに各提案者に対して、書面により通知する。なお、審査及び審査結果に対する異議は認めないものとする。
- (3) 第1順位の受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点の者と契約の交渉を行う。

3. 審査項目・審査配点

審査項目		審査観点	配点
業務内容	企画趣旨理解力	・本業務の趣旨や目的を十分理解していること	10
	業務内容 (1)	・ふるさと納税に係る寄附の受付・管理業務	5
	業務内容 (2)	・返礼品提供事業者への指導・発注・配送管理業務	5
	業務内容 (3)	・寄附者及び返礼品提供事業者に対する対応業務	5
	業務内容 (4)	・寄附者への税控除に係る文書等各種帳票の発行及び発送業務	10
	業務内容 (5)	・ワンストップ特例申請書の受付業務	5
	提案者の独自性及び優位性	・上記業務以外で提案者の優位性を感じる提案	15
	本市との連携	・業務全般において、本市の負担が最小になるような体制が構築されているか。	15
	個人情報の取扱い	・個人情報保護の対策を十分に講じているか	5
実績	他自治体での実績	・本業務に類する業務実績が良好であるか	15
価格	見積書	・提案された事業内容と費用は妥当か	10
合 計			100